

⑦保育料
中央

乳幼児の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	
階層区分	定義	3歳児未満	3歳・4歳児以上
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	7,650円
3		町民税課税世帯	16,570円
4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が次の区分に該当する世帯	72,000円未満	25,500円
5		72,000円以上 180,000円未満	37,820円
6		180,000円以上 495,000円未満	51,850円
7		495,000円以上	68,000円
			3歳児 35,190円 4・5歳児 32,460円
			3歳児 37,740円 4・5歳児 32,460円

問寒別

A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
B	A階層及びD階層を除き前年度分の町民税非課税対象世帯	2,500円
C	A階層及びD階層を除き前年度分の町民税課税対象世帯	6,600円
D	1 A階層を除き前年度分所得税が50,000円未満の世帯	10,500円
	2 A階層を除き前年度分所得税が50,000円以上100,000円未満の世帯	11,300円
	3 A階層を除き前年度分所得税が100,000円以上の世帯	12,900円

⑧主な行事

4月	入所式・健康診断
5月	鯉のぼりまつり
6月	歯科検診・人形劇公演
7月	遠足・プール
8月	七夕・プール・運動会
9月	夕食会・地域行事参加
10月	収穫祭
11月	お遊戯会・老人クラブ招待
12月	餅つき・クリスマス会
1月	かるた大会
2月	豆まき
3月	ひなまつり・お別れ会・卒所式・修了式

- 毎月…誕生会・身体測定・避難訓練
- 年3回…交通安全指導

⑨入所手続等お問い合わせ先

幌延町立中央保育所 電話 5-1254



※保育所の運営には、電源立地地域対策交付金が利用されています。

天塩川流域の魅力をさぐる
天塩川フォーラムにいらっしゃ〜い!

開催日時:平成23年2月26日(土曜日)
午前11時~午後2時
会場:名寄市民文化センター

- 川柳コンクール表彰式
- バイオリンミニコンサート
- トークバトル「北海道3大川対決」
(天塩川、石狩川、十勝川の代表によるトークバトルです)
- 天塩川流域のご当地鍋食べくらべ
- 道北観光連盟の「新創作鍋」等の試食

主催:天塩川フォーラム実行委員会